

検討の進め方及びスケジュール

1. 背景及び概要

2014 年 12 月の第 5 回合同会合における報告書取りまとめ以降、環境省及び経済産業省は、同報告書に基づき新たな法制度の検討を進め、2015 年 3 月、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」が閣議決定され、6 月 12 日、同法案が国会において可決・成立した。

これと並行して、両省は共同で「水俣条約対応技術的事項検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、法案に基づく政省令事項等の技術的事項について、条約締結に必要な事項を優先して検討し、5 月 22 日には同検討会の中間報告書が取りまとめられた。

2. 検討すべき事項

合同会合及び検討会においては、以下の技術的事項について検討する。

（▼：優先検討事項（締結時まで必要と考えられる事項）、▽：それ以外の事項）

(1) 水銀等使用製品関係

- ▼製造等禁止の適用除外の範囲（「実現可能な代替製品のないもの」の範囲等）
- ▼製造等禁止の水銀含有基準・開始時期（深掘り、前倒し含む）
- ▼新用途製品の定義（既存用途製品の網羅的洗い出し）
- ▼新用途製品の「人の健康の保護と環境の保全への便益」の評価方法
- ▽廃棄時の適正分別・回収に資する水銀使用製品のリスト化
- ▽情報提供の方法（情報提供方法に関するガイドライン／ガイダンス）
- ▽試買調査の方法（対象製品の選定方法、調査項目等） 等

(2) 水銀等の暫定的保管関係

- ▼保管に係る技術指針等の内容
- ▼保管状況の報告の方法（対象者の裾切り値、報告内容等） 等

(3) 水銀含有再生資源関係

- ▼水銀含有再生資源の対象範囲（水銀含有基準等）
- ▼管理に係る技術指針等の内容
- ▼管理状況の報告の方法（報告内容等） 等

3. 検討スケジュール

政省令等の整備に向けた検討スケジュール（案）は表 1 のとおりである。

表 1 政省令の整備に向けた検討スケジュール（案）

時期	イベント
2014 年 12 月 19 日	第 5 回合同会合（合同会合報告書案の検討） →必要な法制度の整備（3 月 10 日法案閣議決定、6 月 12 日可決・成立）
2015 年 2 月 23 日	第 1 回検討会（関係者ヒアリング）
3 月 27 日	第 2 回検討会（関係者ヒアリング）
5 月 22 日	第 3 回検討会（中間報告書案の検討）
6 月 19 日	第 6 回合同会合（二次報告書（二次答申 ^注 ）案の検討） →パブリックコメントの実施
7 月 30 日	第 7 回合同会合（二次報告書（二次答申）とりまとめ） →締結に必要な政省令等の整備
夏～冬	検討会を数回開催（検討会二次報告書のとりまとめ）
2016 年 春～夏	第 8 回合同会合（三次報告書（三次答申 ^注 ）案の検討） →パブリックコメントの実施 →三次報告書（三次答申）とりまとめ

注）合同会合二次報告書では、主に条約の締結にあたって必要となる優先検討事項についてとりまとめ、三次報告書ではそれ以外の事項についてとりまとめる予定。